

2008年8月20日

株主のみなさまへ

第一工業製薬株式会社

株券電子化へのご留意のお願い

ご案内の通り、上場会社の株券電子化により、2009年（平成21年）1月から当社の株券は無効になる予定です（以降は、株主権はコンピューターによる管理に一元化されます）。

これに伴い、株式に関するお取り扱いが来年1月から変更される点があります。つきましては今一度、以下の点にご留意をお願い致します。

- (1) 株券がご本人名義であっても、証券会社を通じて証券保管振替機構に株券を預けておられない場合、電子化実施後の株式のご売却は、証券会社に口座を開設のうえ所定の手続をしていただく必要があります。

口座開設等については、証券会社へご相談ください。

- (2) 株券が他人名義の場合、他人が株主として扱われる結果、権利を喪失するおそれがあります。また、電子化実施後の名義のご変更は、相続や譲渡等の証明が必要となり複雑な手続となります。

名義のご変更は、みずほ信託銀行 証券代行部（当社株主名簿管理人）へご連絡をお願い致します。【フリーダイヤル0120-288-324】

なお、単元未満株式（1株～999株）をご所有の場合、当社へ株式の買増し（売渡し）をご請求いただける制度および当社へ株式の買取りをご請求いただける制度を当社にご用意しておりますので、併せてご案内致します。

各制度の利用をご希望の場合は、みずほ信託銀行 証券代行部（当社株主名簿管理人）へご連絡をお願い致します。【フリーダイヤル 0120-288-324】

以上